

第50回

桜美会 税法実務研修会

開催のご案内

平素は、桜美会活動に種々ご協力を賜りありがとうございます。

さて、ご好評をいただいております恒例の「税法実務研修会」を、以下のとおり開催いたします。多数ご参加くださいますよう、ご案内いたします。

なお、この研修会は、桜美会会員でない先生方も参加可能ですので、お誘い合せの上、ご参加ください。

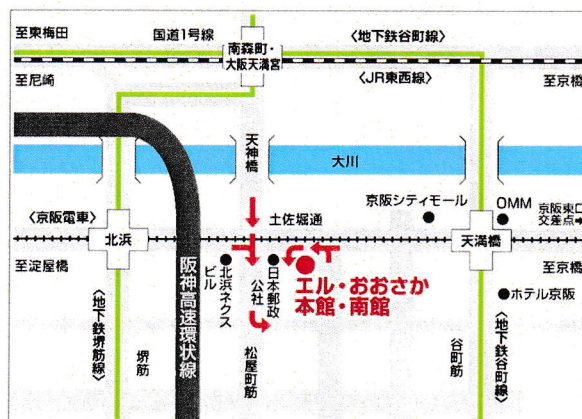
研修会開催の最新状況につきましては、桜美会ホームページに掲載いたしますので、ご確認願います。

日時 令和5年10月6日(金)
13:00 ~ 17:00
(開場12:00)

場所 エル・おおさか (エル・シアター)
大阪市中央区北浜東3-14 ☎06-6942-0001
(地下鉄谷町線天満橋②出口、京阪線天満橋東出口より西へ300メートル)

会費 会員 2,000円 (資料代として)
非会員 3,000円 (資料代含む)

会費は当日受付にてお支払いください。



研修内容 会員より寄せられた次のような事例を取り上げ、質疑応答形式で解説いたします。

- 改正法令・通達の理解を深めるもの
- 実務上頻度の多いもの
- 取扱い上紛らわしいもの 等

応答者 大阪国税局 課税第一部 審理課主査 等

質疑者 桜美会 研修部員

研修事例 「研修事例(問題集)」は、桜美会ホームページで全文掲載します。(8月下旬予定)

資料等 当日の参加者には、「問題集」と、併せて事例解説で用いたパワーポイント等の「解説用資料集(桜美会作成)」をお渡しいたします。

※ 近畿税理士会認定研修(4.0時間)です。
研修受講カードを持参して下さい。

事例は桜美会
HPに掲載!!

参加者には
資料集も!!

事例目次(予定)

※ 研修会当日に事例を取り上げる順序は、以下に記載した順序と異なる場合があります。

【所得税】

- Q 1 雑所得の範囲の取扱いについて
- Q 2 NISA制度の改正について
- Q 3 NFT（非代替性トークン）に関する税務上の取扱いについて
- Q 4 非居住者である親族に係る扶養控除の適用について
- Q 5 司法修習生が受ける修習給付金に係る課税関係について（大阪地裁令和4年12月22日判決を参考として）

【資産税】

- Q 1 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間の見直し及び相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例の創設について
- Q 2 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例の創設に伴い改正されたその他の内容について
- Q 3 建物更生共済契約の契約者と受取人が異なる場合の課税について
- Q 4 相続開始時点で売買契約中であった不動産に係る相続税の課税について

【資産評価】

- Q 1 マンションの評価について

【法人税】

- Q 1 賃上げ促進税制について（更正の請求の可否、修正申告をした場合の控除額、誤りの多い事例）
- Q 2 研究開発税制について
- Q 3 特定資産の買換えの場合の課税の特例における「届出制度」について

【消費税】

- Q 1 インボイスの保存の免除について（「公共交通機関による旅客の運送」と「出張旅費、宿泊費、日当等及び通勤手当」、売手が負担する振込手数料相当額）
- Q 2 免税事業者がインボイス発行事業者になる場合の留意点
- Q 3 インボイス発行事業者の登録通知書を紛失した場合の対応（運用上の質問）

【源泉所得税】

- Q 1 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例について

【印紙税】

- Q 1 印紙税の課税漏れとなりやすい事例

（令和5年7月24日現在）